

# 千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（案）に関する 意見と県の考え方

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和元年12月13日～令和2年1月11日
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（2件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

御意見の概要	県の考え方
<p>法改正前と指定対象を同じとするのであれば、改正後の施行細則第12条第1項第二号に、『共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等の用途に供する建築物（高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に限る。）』も指定する必要があるのではないか。</p>	<p>共同住宅及び寄宿舎については、平成28年の改正で対象外としており、現行では指定していません。</p> <p>また、高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物については、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号）により指定されております。</p>
<p>改正案の施行細則第12条第1項第三号イについて、100㎡～200㎡の面積の場合を分けて、階数が3以上のものに限る必要があるのではないか。階数2以下の建築物で、地下1階に対象用途の床面積が190㎡といった場合、法律上指定できない。</p>	<p>御意見のとおり、法改正により100㎡を超え200㎡以下の建築物については、階数3以上のものしか指定できなくなりましたので、100㎡を超え200㎡以下のものと、200㎡を超えるものに分けました。</p>